

指定介護老人福祉施設運営規程

特別養護老人ホーム 天ヶ瀬苑

(事業の目的)

第1条

社会福祉法人不動園が開設する指定介護老人福祉施設（以下「事業所」という）が行う介護老人福祉施設（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員が要介護者の被保険者（入所者）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条

1 当事業所は、入所者の人権を尊重し、平等に処遇し、入所者の立場に立って適切な援助を行うこととする。さらに、地域に根差した地域住民に支えられた施設として、地域住民とともに発展、充実することを基本方針としている。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療機関・福祉サービスと綿密な連携を図りながら事業を実施に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1) 名 称 特別養護老人ホーム 天ヶ瀬苑
- 2) 所在地 611-0022 宇治市白川東山15番地
- 3) 法人名 社会福祉法人 不動園
- 4) 代表者 理事長 河邊 和敏
- 5) 電 話 0774-23-0030 (FAX 0774-23-9922)

(営業日及び営業時間)

第4条

- 1) 営業日 1年 365日
- 2) 営業時間 1日 24時間

(入所定員)

第5条

介護老人福祉施設 50名 (別に短期入所施設 10名 併設)

(従業者の職種・員数及び職務の内容)

第6条 この事業に従事する職員は次の号に掲げる職員を配置する。

- 1) 管理者（施設長） 1名（常勤兼務） 事業の統括管理及び指導に関すること
- 2) 副管理者（副施設長） 1名（常勤兼務） 管理者の職務を補佐すること
- 3) 生活相談員 1名以上 入所者の処遇計画の実施、入所者の生活相談及び指導・援助並びに関係機関との連絡調整に関すること
- 4) 介護職員 20名以上 入所者の介護・介助及び援助、また生活相談及び指導等
- 5) 看護職員 2名以上（うち1人以上は常勤職員を配置する）
入所者の健康管理並びに介護・介助・援助、または生活相談及び指導等、また事業所の保健衛生管理
- 6) 機能訓練指導員 1名以上 日常生活を営むことに必要な機能の改善、またはその減退を防止するための訓練に関すること
- 7) 介護支援専門員 1名以上 入所者の処遇に対し、心身の状況を把握し、生活していく上で適切なサービス提供を行う
- 8) 医師 1名以上
(非常勤兼務) 入所者の診療、及び職員に対する健康管理に関すること（同法人診療所医師が曜日別に診療）
- 9) 管理栄養士 1名以上 栄養指導（献立の作成）、給食事務、調理場並びに従事職員の保健衛生及び健康管理に関すること及び栄養ケアマネジメント（栄養ケア計画）に関すること
- 10) 事務員 1名以上 事業運営のための事務に関すること
- 11) 管理宿直員 3名以上 夜間における施設管理に関すること

(指定事業の内容及び利用料その他費用の額)

第7条

1 常時介護が必要とする高齢者やその家族等について、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会通年上の便宜の供与、その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理、栄養管理、口腔衛生の管理及び療養上世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるように援助する。

2 事業実施にあたっては、入所者に応じた施設サービス計画を作成し、入所者及びその家族に対して、その内容等について説明し了解を得て実施するものとする。

3 利用料は、法定代理受領分は、介護報酬の告示額の個々負担割合に応じる額
法定代理受領分以外は、介護報酬の告示額

4 その他の費用は、生活する上で、個人的に必要な物品を購入な場合、入所者及びその家族の同意を得てから実費購入とする。

5 居住費・食費は入所者負担となります。

標準負担額として、朝食 395円・昼食630円・夕食420円

合計 1445円/日

居住費 855円/日 (令和6年7月31日まで)

915円/日 (令和6年8月1日から)

6 サービスの提供に当たって、入所者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、入所者又はその家族の同意を得ます。

7 日常生活において通常必要なものについては、入所者の希望により実費負担となります。

・訪問理美容	カット代金	2750円～
	カット・顔そり代金	3410円～
・テレビ、ラジオ、暖房機器の使用料(電気代として)	1ヶ月	各525円
・携帯電話充電料(電気代として)	1か月	263円
・預かり金管理料	1ヶ月	1500円
・特別な食事の提供に要する材料費	1回	525円～

ただし、消費税改定や物価の変動に伴い、料金の変更をする場合があります。

(サービス提供および施設利用の留意点)

第8条

1 介護業務に従事する職員は、常に入所者の立場に立ち、入所者が安全・安心ができる介護に努めなければならない。

2 施設を利用する入所者は、この規定の定める事項にそって、サービスを受ける権利を有する。

(緊急時における対応方法)

第9条

職員等は、介護業務を実施中に、入所者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、家族等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第10条

1 施設長は、定期的に施設内外を巡視し、常に災害・事故発生の事前防止に対する安全確認を行うこと。

2 施設長は、災害が生じた時に非常体制がとれる連絡網を整備するとともに、職員に周知徹底を図らなければならない。

3 夜間に災害、緊急事態が発生した時は、宿直者は直ちに施設長に通報するとともに、警察署ならびに消防署等関係機関に通報すること。

4 施設は、非常災害に備えて防災計画を作成し、年1回以上定期的に訓練を実施する。また、訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第11条

1 施設は、感染症や非常災害の発生時に、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第12条

1 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生のための指針を定め、事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行い、事故報告を速やかに行います。

(身体の拘束及び虐待等について)

第13条

1 当施設は、サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者、家族に説明し、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

2 当施設は、サービスの提供にあたっては、利用者の生命と人権を守り、虐待・人権侵害等を起こさない施設環境整備に努め、虐待防止の指針・マニュアルをもとに福祉サービスの充実と向上を図ります。

(衛生管理等)

第13条

1 施設入所者が使用する食器その他の設備、または飲用に供する水については衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療器具の管理を適正に行われなければならない。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう感染対策の指針を作成し、従業員に周知徹底を図る。感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(個人情報保護)

第14条

1 職員は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持するものとする。

2 職員であったものが職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、職員の雇用契約の内容とする。

3 施設は、協力医療機関との間で、受診時等に必要となる入所者・利用者の個人情報を第三者に開示または漏洩しない旨を締結する。

(苦情処理)

第15条

1 施設は、提供したサービスに係る入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとする。

2 施設は、提供したサービスに関する入所者又は家族からの苦情に関して、介護保険法の規定により市町村・国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、助言を受けた場合には当該指導又は助言に従い必要な改善を行うよう努めるものとする。

(地域との連携)

第16条

1 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

2 施設は、その運営に当たっては、提供するサービスに関して、市町村が派遣するものが相談及び援助を行う事業やその他市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条

1 全ての従業者は、認知症介護に係る基礎的な研修を受講し、資質の向上に努める。

2 暴力・威力・詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団や個人、または、反社会的勢力と密接な関係を有する者とは雇用・サービス利用契約を行いません。

3 施設は、適切な指定介護福祉サービスの提供を確保する観点から、施設において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした、業務上必要かつ相当な範囲を超えた内容や、入所者及び家族からのあらゆるハラスメントによる従業者への就業環境が害されることを防止されるための方針を明確化し、必要な措置を講じるものとする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人不動園と事業所の管理者（施設長）との協議により定めるものとする。

附則	この規程は、平成12年	4月1日から施行する。
附則	この規程は、平成18年	4月1日から施行する。
附則	この規程は、平成18年	7月1日から施行する。
附則	この規程は、平成19年	4月1日から施行する。
附則	この規程は、平成19年	8月1日から施行する。

- 附則 この規程は、平成20年 4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成21年 4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成21年 8月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成22年 4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成22年 6月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成23年 4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成24年 4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成25年 4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成25年 4月30日から施行する。
- 附則 この規程は、平成26年 4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成27年 4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成27年10月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成28年 4月1日から施行する。
- 附則 この規定は、平成28年10月1日から施行する。
- 附則 この規定は、平成29年 4月1日から施行する。
- 附則 この規定は、平成30年 4月1日から施行する。
- 附則 この規定は、平成31年 4月1日から施行する。
- 附則 この規定は、令和 2年 4月1日から施行する。
- 附則 この規定は、令和 3年 4月1日から施行する。
- 附則 この規定は、令和 3年 8月1日から施行する。
- 附則 この規定は、令和 4年 4月1日から施行する。
- 附則 この規定は、令和 5年 4月1日から施行する。
- 附則 この規定は、令和 5年 6月23日から施行する。
- 附則 この規定は、令和 6年 4月1日から施行する。